

「広島県青少年健全育成条例施行規則」一部改正の概要

1 改正の趣旨

(1) 広島県青少年健全育成条例の一部改正に伴う改正

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）の規定を補完し、青少年の使用する携帯電話端末等の契約に際して、フィルタリングを利用しない場合における保護者の申出等に関する具体的な手続規定を設けること等により、フィルタリングの利用促進を図るため、広島県青少年健全育成条例の改正を行ったことに伴い、具体的な規定を同条例施行規則に委ねた事項について規定した。

(2) その他の改正

条例で定める「有害図書類」とする図書類の内容に係る規定について、令和 5 年の刑法改正を踏まえて見直すほか、性別を問わない表現に改めた。

2 改正の内容

(1) 広島県青少年健全育成条例の一部改正に伴う改正

条例の規定新設に伴い、次の事項を新たに定めた。

ア 青少年の使用する携帯電話端末等の契約時に、携帯電話事業者が説明すべき事項

- 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。
- 保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出（法第 15 条ただし書）をするときは、条例第 42 条の 3 第 2 項に規定する理由が必要であり、同項に規定する書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）を提出しなければならないこと。
- 保護者が、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出（法第 16 条ただし書）をするときは、条例第 42 条の 3 第 4 項に規定する理由が必要であり、同項に規定する書面を提出しなければならないこと。

イ 保護者がフィルタリングを利用しない申出をする場合の理由

- 青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
- 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- 保護者が、その保護する青少年の携帯電話端末等からのインターネットの利用の状況を適切に把握すること等により、当該青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにすること。

ウ 保護者がフィルタリング有効化措置を希望しない申出をする場合の理由

- 保護者が自らの責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずること。

エ 申出書面の記載事項

オ 規定違反した事業者に対する勧告に従わなかった事業者を公表する場合の公表事項及び公表方法

(2) その他の改正（「有害図書類」とする図書類の内容に係る規定の見直し）

ア 令和 5 年の刑法改正を踏まえた文言の変更

「強制性交等」を、改正刑法に合わせて「不同意性交等」に改めた。

イ 性別を問わない表現への変更

姿態や行為に関する規定中の「女性の」及び「同性間の行為」を削除した。

3 施行期日

(1) 広島県青少年健全育成条例の一部改正に伴う改正

令和 7 年 1 月 1 日（条例改正の施行日と同日）

(2) その他の改正（「有害図書類」とする図書類の内容に係る規定の見直し）

公布日

[トップページ](#) > [広島県報](#) > 定期 第88号 (令和 6 年)

定期 第88号 (令和 6 年)

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2024年11月5日

あらまし

[公布された規則のあらまし](#) (PDF/62.8KB)

規則

[広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則](#) (PDF/145.8KB)([県民活動課](#))
(県法規登載)

告示

[漁業権の変更免許](#) (PDF/88.8KB)([水産課](#))

★ 広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四十二号）（県民活動課）

一 改正の要旨

1 広島県青少年健全育成条例の一部が改正され、青少年の保護者が青少年有害情報フィッシングサービスを利用しない旨の申出をする場合の手続等が定められたことに伴い、当該申出の理由を定めるなど、必要な改正を行った。

2 刑法の一部改正等に伴い、用語を整理するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和七年一月一日。ただし、一・二については、公布の日から施行する。

広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十二号

広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 広島県青少年健全育成条例施行規則（平成四年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（有害図書類とする図書類の内容） 第一条の二（略） 一（略） イ（略） ロ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態 ハ（略） ニ 陰部、でん部又は胸部を愛ぶ又はもてあそぶ姿態 ホ・ヘ（略） 二（略） イ（略） ロ 不同意性交等その他の陵辱行為 ハ（略） ニ（略）	（有害図書類とする図書類の内容） 第一条の二（略） 一（略） イ（略） ロ 陰部、でん部又は女性の胸部を誇示した姿態 ハ（略） ニ 陰部、でん部又は女性の胸部を愛ぶ又はもてあそぶ姿態 ホ・ヘ（略） 二（略） イ（略） ロ 強制性交等その他の陵辱行為 ハ 同性間の行為（略） ニ（略）

第二条 広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第九条（略） （携帯電話インターネット接続業務提供事業者等が説明すべき事項） 第十条 条例第四十二条の三第一項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。 二 保護者が、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下この条において「法」という。）第十五	第九条（略）

条ただし書の規定による青少年有害情報フィルタリングサービス（法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用しない旨の申出をするときは、条例第四十二条の第三第二項に規定する理由が必要であり、同項に規定する書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下この条において同じ。）を提出しなければならないこと。	
三 保護者が、法第十六条ただし書の規定による青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、条例第四十二条の第三第四項に規定する理由が必要であり、同項に規定する書面を提出しなければならないこと。	
（青少年有害情報フィルタリングサービス等を利用しない理由等）	
第十一 条 条例第四十二条の第三第二項に規定する規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。	第十一 条 条例第四十二条の第三第二項に規定する規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。
一 青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。	一 青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
二 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかつており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。	二 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかつており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
三 保護者が、その保護する青少年の携帯電話端末等からのインターネットの利用の状況を適切に把握すること等により、当該青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにすること。	三 保護者が、その保護する青少年の携帯電話端末等からのインターネットの利用の状況を適切に把握すること等により、当該青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにすること。
2 条例第四十二条の第三第二項及び第四項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。	2 条例第四十二条の第三第二項及び第四項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 申出年月日	一 申出年月日
二 保護者の氏名、住所及び電話番号	二 保護者の氏名、住所及び電話番号
3 条例第四十二条の第三第四項に規定する規則で定める理由は、保護者が自らの責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることとする。	3 条例第四十二条の第三第四項に規定する規則で定める理由は、保護者が自らの責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることとする。
（公表の方法）	
第十二 条 条例第四十二条の第三第七項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。	
一 勧告の内容	

二	公表の理由
三	その他知事が必要と認める事項
2	条例第四十二条の三第七項の規定による公表は、広島県報への掲載、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

附 則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。